

平成27年度
事業計画及び収支予算書



公益社団法人岐阜県ビルメンテナンス協会

平成27年度事業計画(案)

自 平成27年 6月 1日

至 平成28年 5月31日

1 普及啓発事業

建築物に係る公衆衛生等の知識及びビルメンテナンスの制度を県民等に普及啓発する事業

(1) 広報誌「GIFUビルメンNEWS」の発行

ビルメンテナン스에 関連した情報を会員、業界関係者、国・県市町村等関係機関などに広く配布する。(年4回)

(2) 協会ホームページの充実

ビルメンテナン스에 情報を広く発信するため、コンテンツの充実を図る。また、ホームページの未開設会員等に作成を促し、併せて IT 化の支援をし、会員・協会との連携を密にする。

(3) マスメディアへの情報提供

報道機関への情報の提供とパブリシティー紙面への掲載を依頼することにより、県市民に対してきめ細かな情報を提供する。

(4) 知事登録制度リーフレットの配布

ビルメンテナン스에 事業者(未登録者)に対して、建築物衛生法の周知と知事登録の促進を図り併せて「良質なサービス」の提供を促す。

(5) ガイドブック「ザ・ビルメンテナン스에」の配布

ビルなどの快適環境を提供するビルメンテナン스에 業の社会的役割や業務の内容を盛り込んだガイドブックを、一般市民やビル所有者に配布しその役割を周知し、併せて知事登録業者の優位性について PR 活動を行う。

(6) 労働安全・衛生にかかる週間及び年末年始行事の啓発

労働安全及び労働衛生週間に呼応し、関係者にポスター、チラシを配布し労働災害及び通勤災害の防止と健康保持の意識高揚を図る。

- ① 従業員的生活習慣病予防などの健康管理
- ② ヒヤリ・ハット等潜在的危険性の排除
- ③ 高齢者災害等の防止

(7) 労働災害発生報告システムの活用

労働災害発生報告システムを活用して、労働災害の減少や職場環境の向上のための意識高揚を図る。

(8) 労災保険収支改善事業の推進

本県ビルメンテナン스에 業に係る労災保険収支の状況及び事故原因等の情報を整理し事故防止の啓発に努める。

(9) こども絵画コンクールの開催

家庭や学校を通じて清掃、清潔などの教育機会を提供するため、「ビル

メンこども絵画コンクール」を（公社）全国ビルメンテナンス協会と共催する。

(10) BCP(事業継続計画)の普及等

会員間のネットワークを生かした機動的な相互防災機能を構築し次の体制を整備する。

- ① 被災直後における連絡体制の整備
- ② 会員事業所のBCP作成の推進
- ③ 県など地方公共団体との災害援助協定の締結

(11) 省エネルギー推進事業

- ① 「エコチューニングビジネスモデル確立事業」を行う会員企業への協力と情報交換
- ② ビル省エネに取り組む企業に対して省エネ技法及び情報の提供

(12) 関係行政機関との連絡・連携

建築物衛生法など関係法令の運用等を適切に行うため、岐阜県、地方労働局及び保健所等と密接な連絡を取り併せて講師派遣を要請する。

2 調査研究事業

ビルメンテナンスに関する衛生管理・安全確保・快適性向上などの技術、業務の調査研究

(1) 建築物の危機対応意識の高揚と県との災害協定締結後の実施体制の整備

平成23年度に作成した「地震等大規模災害に係るマニュアル」を活用するとともに、県との災害協定締結後の実施体制の整備を図り、建築物の設備・運転管理者等の危機対応意識の高揚を図ることにより、一般県民等ビル利用者の安全確保に資する。

(2) 省エネ手法の推進

過去3年度に亘って調査した省エネ手法を推進し、26年度から全国協会で始めた「エコチューニング推進事業」への県内参加者の報告活動を行うなどその推進を行う。

(3) 公契約条例施行後の具体的取組に関する調査研究

県の公契約条例が平成27年4月1日施行されたが、この条例の制定主旨を順守し、事業者としての具体的対応策等を調査研究し、経済情勢や公共施設利用者のニーズに併せ、公契約の実現に向けた実施案を提言する。

3 教育訓練事業

ビルメンテナンス従事者の資質の向上を図る事業

(1) 従事者研修・講習会の実施

厚生労働大臣登録研修機関として次の講習会及び研修会を開催する。

- ① 清掃作業従事者研修指導者講習会（2月上旬）
- ② 貯水槽清掃作業従事者研修（4月下旬）
- ③ 清掃作業従事者研修会の実施検討（各事業者実施分を地区別に行う。）

(2) 協会講師の育成

- ① 協会が行う法定研修会・講習会及び企業内講師の育成と拡充強化を図るため、平成 26 年度から、講義手法、ビルメンテナンスに係る品質保持及びマネジメント等について講習会を実施したが、前年度に引き続き、継続実施する。
- ② 所定の講師研修を修了し、かつ一定の基準をクリアーした者には特定協会講師等の称号を付与する。

(3) ビルクリーニング技能検定の複数等級化への対応

全国協会が 28 年度から複数等級化を進めているが、その動向に合わせて岐阜県協会としての取組を検討する。

(4) 講師の指導能力向上を図るため「職業訓練指導員」講習会への受講支援

(5) その他の研修

ビルの総合案内や電話対応従事者の接遇の向上を図るため、研修会を実施する。

(6) 研修用教材の整備

各種講習会で使用する教本、DVD、ビデオ等の研修資材を順次整備する。

(7) 労働安全・衛生に関する啓発と訓練

労働安全衛生の意識向上と労働災害の発生を防止するため、次の内容の「労働安全衛生大会」を開催する。

- ① 労災防止標語の募集と表彰（8 月～10 月）
- ② 労働災害無事故表彰（10 月）
- ③ 労働安全・衛生に係る講演会（10 月）
- ④ 危険予知訓練の実技と体験発表（10 月）

(8) 経営者セミナーの開催

時局の動きをテーマにした講演会を開催しビルメンテナンス経営者の経営能力の向上に資する。

4 地域社会貢献事業

ビルメンテナンスに関する技術やノウハウを活用して地域社会の発展に寄与する事業

(1) 河川、街路・公園等の公共施設の清掃奉仕活動の実施

- ① 長良川河畔清掃活動（岐阜市内、鶯飼開き前後に実施）
- ② 中・東濃地区の街路公園等の清掃活動

(2) 笠松刑務所で行う「ビルハウスクリーニング科」職業訓練の支援と講師派遣カリキュラムの編成と講師派遣の調整等

(3) 県立特別支援学校等で行う「清掃実習等」の支援と実習生の受け入れ

- ① 県教育委員会及び各務原市教育委員会との協定（県下特別支援学校高等部生徒及び各務原養護学校の建物清掃作業学習）に基づく、指導及び実習生の受け入れ。
- ② 就労相談

(4) 障がい者のビルメンテナンス企業への就労支援事業

- ① アビリンピック岐阜県大会及び全国大会におけるビルクリーニング競技種目への協力
- ② 障がい者就労支援に関する就労調整及び情報提供

(5) 児童養護施設のサポーター事業

児童施設の入所児童に対する職場体験、社会見学の受け入れ調整及び就職支援に関する連絡調整を行う。

5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 善行表彰
- (2) 役職員、優良従業員表彰
- (3) 会員の福利厚生事業
- (4) 経営者現地セミナーの開催(先進優良施設等の視察)
- (5) ビルメンテナンス賠償責任保険事業
- (6) 会員企業相互の連帯と交流を図るための新年賀詞交歓会の実施
- (7) ビルメンテナンス関連団体との連携協力

次の団体の行うビルメンテナンスに係る研修及び講習会等の実施計画書の配布協力

- ① 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
 - ② 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター
 - ③ 一般財団法人建築物管理訓練センター
 - ④ その他関連団体
- (8) 官公庁の入札制度に関し、要望事項の取り纏めと提言の策定
 - (9) 県、市町村等の行う建築物における環境衛生の確保に関する行政施策への協力
 - (10) 委員会等の開催
協会事業の企画立案事業を推進するため、運営委員会、総務委員会、教育研修委員会、環境委員会、労務委員会及び企画広報委員会を随時開催する。
 - (11) 会員増強に関する事業
当協会の組織と財務基盤の確立を図り、もって公衆衛生の向上を図るため未加入事業者の実態を調査した上、加入勧誘を行う。